

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行つた。

令和八年一月二十三日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

第四号	指定番号
第一項第四十二条 建築基準法	道路指定に係る種類
五日	指定の年月日
まで	指定に係る道路の位置
埼玉県飯能市大字双柳字六道七百七十九—四から 埼玉県飯能市大字岩沢字三ヶ谷戸三百二十一—三	道路指定に延長する
二百九十一・〇	(単位メートル)
八・〇	道路指定に幅員する